

フォーミュラシリーズ競技細則

2014年4月1日改正

2009年4月1日改正

2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- この競技細則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、フォーミュラシリーズについて定める。
- この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

100 適用クラス

101 国内フォーミュラシリーズ

- クラス及び艇体は、次の通りとする。

シリーズ	クラス	排気量	方式	総重量	長さ	形状	強化コックピット
F	550	351cc 以上 550cc 以下	carb	250kg 以上	2,75m 以上		
	850	551cc 以上 850cc 以下	carb	330kg 以上	3,90m 以上		義務付
	3000	1,991cc 以上 2,400cc 以下	EFI	460kg 以上	4,80m 以上	カタマラン	義務付
			carb				
		2,401cc 以上 2,550cc 以下	EFI	480kg 以上			
			carb	500kg 以上			
	2,551cc 以上 3,000cc 以下	carb	500kg 以上				
		EFI	530kg 以上				

※総重量（ドライバー、機関、コックピット、残燃料を含む）

※長さ（スポンソンの長さ）

※排気量は、2サイクル環境対応エンジン1.3倍、4サイクルエンジン1.6倍までとする。

200 競技

201 競技方法

競技は、サーキットレースとし、スタート方法は、ジェットスタート、またはフライングスタートとする。

300 スペック（仕様）

301 F3000

1 排気量は1,991cc以上、3,000cc以下とする。

ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。

2 艇体は、次の通りとする。

- (1) カタマラン型とする。
- (2) スポンソンの長さは、4.80m以上とする。
- (3) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- (4) ウイング、ハイドロfoilの取り付けは禁止する。
- (5) 艇体には、次の安全装備を装着しなければならない。

① コックピット及びスポンソンの先端は、衝撃吸収型のピッケルフォークを装備しなければならない。（巻末図参照）

② 艇体の浮力は、転覆した際に、先端を上向きにして立ち、コックピットが氷面上に露出する構造でなければならない。

a. 木造艇の場合は、次の通りとする。

浮力材を補充した場合は、充填時の写真を撮影し、協会に提出しなければならない。

・浮力材の充填位置：図参照

・浮力材容量の目安（バージェス艇の場合）：（単位mm）

Ⓐ：{ (450+300) × 850 ÷ 2 } × 500

Ⓑ：{ (70+90) × 200 ÷ 2 } × 550（両サイド）

Ⓒ：{ (200+250) × 350 ÷ 2 } × 550（両サイド）

・有効なエアバックを取付け、緊急用としてドライバー用と救助用員の手動スイッチを設置することを推奨する。なお、救助用員のスイッチは、船体の側面に設置し、その周囲には、オレンジ色で20cmのマーキングをしなければならない。

b. コンポジット艇

- ・有効なエアバッグを取り付け、緊急用としてドライバー用と救助員用の手動スイッチを設置しなければならない。救助員用のスイッチは、船体の側面に設置し、その周囲には、オレンジ色で20cmのマーキングをしなければならない。
- ③ウォーター・インレット・ホール (Water inlet holes) (巻末図参照)
 - ・全ての競技艇は、船体後部の船内とスポンソンの間 (両サイド) に各40cm以上の水口孔を設けなければならない。
 - ・コンポジット艇は、船体後部のスポンソン (両サイド) に各40cm以上の水口孔を設けなければならない。
- ④空気孔 (Air vents) (巻末図参照)
 - ・全ての競技艇は、ピッケルホーク先端 (両サイド) に各20cm以上の有効な空気孔 (Air vents) を設置しなければならない。
 - ・コンポジット艇は、操縦席上部 (2ヶ所) に各20cm以上の有効な空気孔 (Air vents) を設置しなければならない。
- ⑤シートベルトの各支点の取り付け部は、金属等で補強しなければならない。
- ⑥スリングアイの周囲には、オレンジ色で20cmのマーキングをしなければならない。
- ⑦別に定める「アウトボードクラスの強化コックピット規則」の強化コックピットを装備しなければならない。
- ⑧バックミラーを装備しなければならない。

3 機関は、次の通りとする。

(1) UIMに承認された船外機とする。

- ①マーキュリー2.5EFIシリーズ (8,600回転リミッター付き)の使用を標準とする。
- ②経過措置として、当面はこれに拘らず、既存のキャブレター仕様、並びに他のEFI仕様のエンジンも使用できるものとし、状況に応じて暫定期間を設定することとする。
- ③重量【機関、強化コックピット、残燃料、ドライバー (ヘルメット、ライフジャケット) を含む】は、下表の通りとする。
- ④各機関のシリンダーヘッドのボリウム及びキャブレターインテークの仕様は、下表の通りとする。
- ⑤ギアケースは、2枚落ちを標準とする。

エンジン	2.0EFI	2.4Carb	2.4EFI	2.5Carb	2.5 EFI
最低重量	460 k g	460 k g	480 k g	500 k g	530 k g
ヘッドボリューム※	21cc	ANY	32cc	ANY	36.5cc
インテーク	ANY	3 TWO BARRELS	オジナル	3 TWO BARRELS	オジナル

- (2) 機関の数は、1基とする。
- (3) 燃料吸入方式は、キャブレターまたはEFIとする。
- (4) バッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
- ① 絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取り付けられていなければならない。
（スターンの1～3m前の左側が適当）
- ② 絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていなければならない。
- (5) エンジンカバーを取り付けていない競技艇は出場することができない。

4 許可される改造は、次の通りとする。

- (1) 改造は、自由とする。
- (2) ミッドセクション及びギアケースは、UIMに承認された他の機種のもので交換してもよい。

5 燃料は、次の通りとする。

- (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- (3) 燃料またはエアインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

302 F850

- 1 2サイクルエンジンの排気量は551cc以上、850cc以下とする。
ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。
- 2 艇体は、次の通りとする。
- (1) カタマラン型とする。
- (2) 2サイクルエンジンのスポンソンの長さは、3.90m以上とする。
- (3) 総重量（ドライバー、機関、強化コックピット、残燃料を含む）は、330kg以

上とする。

- (4) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- (5) ウイング、ハイドロfoilの取り付けは禁止する。
- (6) 別に定める「アウトボードクラスの強化コックピット規則」の強化コックピットを、装備しなければならない。
- (7) スポンソンの先端は、衝撃吸収型のピッケルフォークを装備しなければならない。(巻末図参照)
- (8) 空気孔 (Air vents) (巻末図参照)
 - ① 全ての競技艇は、ピッケルホーク先端 (両サイド) に各20cm²以上の有効な Air vents (空気孔) を設置しなければならない。
 - ② コンポジット艇は、操縦席上部 (2ヶ所) に各20cm²以上の有効な空気孔 (Airvents) を設置しなければならない。
- (9) バックミラーを装備しなければならない。

3 機関は、次の通りとする。

- (1) UIM に承認された船外機とする。
- (2) 機関の数は、1基とする。
- (3) 燃料吸入方式は、気化器とする。(2サイクル環境対応エンジン、4サイクルエンジンを除く)
- (4) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていないなければならない。
- (5) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
 - ① 絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取り付けられていなければならない。(スターンの1~3m前の左側が適当)
 - ② 絶縁スイッチは赤の蛍光色で ON/OFF の位置が示されていないなければならない。
- (6) エンジンカバーを取り付けていない競技艇は、出場することができない。

4 許可される改造は、次の通りとする。

なお、「純正品」とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスペアパーツカタログに掲載され、市販されているものをいう。「社外品」とは、純正品以外の部品をいう。

- (1) パワーユニット関係
 - ① シリンダ (純正品) は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外

は認めない。

- ②シリンダのウォータージャケットは、加工してもよい。
- ③シリンダのスリーブ（純正品）は、純正品のオーバーサイズピストンが入る範囲内でボーリングしてもよい。
- ④シリンダヘッド（純正品）は、加工してもよい。
- ⑤吸排気ポートは、加工してもよい。
- ⑥ピストン、ピストンリングは、社外品と交換してもよい。
- ⑦ピストンは、加工してもよい。
- ⑧クランクピン（純正品）は、強化するために加工してもよい。
- ⑨クランクシャフトのカウンターウエイト（純正品）は、加工してもよい。
- ⑩クランクケース（純正品）は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。
- ⑪ガスケット、シール、Oリングは、社外品を使用してもよい。
- ⑫コネクティングロッド（純正品）は、加工してもよい。

(2) 吸排気関係

- ①リードバルブアッセンブリーは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。
- ②キャブレターは、純正品、社外品を問わず加工、交換及び増加してもよい。
- ③キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- ④インテークマニホールドは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- ⑤エキゾーストインナーチューブは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。

(3) 電装関係

- ①電装品は、社外品と交換してもよい。
- ②AC コイルは、取外してもよい。
- ③スターターモーターは、社外品と交換してもよい。
- ④タイマーベースは、固定してもよい。
- ⑤過回転防止スイッチは、取り外してもよい。
- ⑥スターターロックは、取り外してもよい。
- ⑦フライホイールは、社外品を使用、軽量加工してもよい。

(4) ミッドセクション

- ①トランサムブラケット（クランプスクリュウブラケット）は、強化のため、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- ②モーターのラバーマウントは、取り外したり、交換してもよい。

③スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、交換してもよい。

(5) 冷却関係

①ウォーターチューブは、加工してもよい。

②ウォーターチェックラインは、加工してもよい。

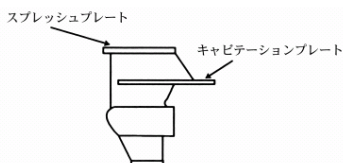
③ウォーターピックアップは、艇体やギアケースに設置してもよい。ただし、冷却水はウォーターポンプ室（インペラの取り外しは不可）を経由して供給しなければならない。

④冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。

(6) ギアケース関係

①ギアケース（純正品）は外部加工してもよい。

②排気口は、追加してもよい。ただし、キャビテーションプレートより下に設置しなければならない。（図参照）



③トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、交換してもよい。

④ギアケースの内部部品は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。ただし、ギアケースヘッド（ベアリングハウジング）の加工、及びギア比を変更してもよい。

(7) プロペラ

①プロペラは、社外品と交換してもよい。

②プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければならない。

(8) エンジンカバー

①エンジンカバー（純正品）は、空気孔をあけたり、またはルーバーを取り付けてもよい。ただし、全体の形状を変えてはならない。

(9) その他

①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。

②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。

③回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。

④この規則で改造を認められていない部品は、ホモロゲーションシートに示す規定寸法、及び重量まで機械加工してもよい。

⑤詳細がホモロゲーションシートの図で確かめられないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。

5 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外したり、改造してはならない。

6 燃料は、次の通りとする。

(1) 市販されている自動車、または航空用とする。

(2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。

(3) 燃料またはエアインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

303 F550

1 2サイクルエンジンの排気量は351cc以上、550cc以下とする。

ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。〈2014年から2019年までとし、それ以降については2018年に検討し発表する〉

2 艇体は、次の通りとする。

(1) カタマラン型とする。

(2) 2サイクルエンジンのスポンソンの長さは、2.75m以上とする。

(3) 総重量（ドライバー、機関、強化コックピット、残燃料を含む）は、250kg以上とする。

(4) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。

(5) ウイング、ハイドロfoilの取付けは禁止する。

(6) 強化コックピットを装備した場合、別に定める「アウトボードクラスの強化コックピット規則」の強化コックピットを装備しなければならない。

(7) バックミラーを装備しなければならない。

(8) パワートリム取付けは水密を確保しなければならない。

3 機関は、次の通りとする。（2サイクル）

- (1) 機関の数は、1基とする。
- (2) 燃料吸入方式は、気化器とする。
- (3) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
- (4) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
 - ① 絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取り付けられていなければならない。
(スターンの1～3m前の左側が適当)
 - ② 絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていなければならない。

4 機関は、次の通りとする。(2サイクル環境対応・4サイクル機関)

- (1) 機関の数は、1基とする。
- (2) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
- (3) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
 - ① 絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取り付けられていなければならない。
(スターンの1～3m前の左側が適当)
 - ② 絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていなければならない。
- (4) 減速して航走出来なければならない。
- (5) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。
- (6) コントロールレバーは、選手の手が届く範囲にななければならない。
- (7) 後進運動は、後進ギアの一作動で出来なければならない。
- (8) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動出来なければならない。
- (9) スターターモーターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

5 許可される改造は、次の通りとする。(2サイクル)

なお、「純正品」とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスペアパーツカタログに掲載され、市販されているものをいう。「社外品」とは、純正品以外の部品をいう。

- (1) パワーユニット関係
 - ① シリンダ(純正品)は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。
 - ② シリンダのウォータージャケットは、加工してもよい。

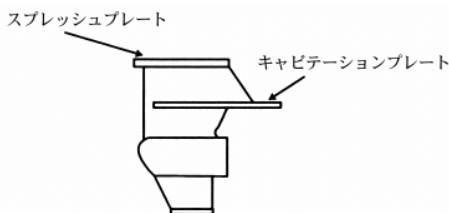
- ③シリンダのスリーブ（純正品）は、純正品のオーバーサイズピストンが入る範囲内でボーリングしてもよい。
 - ④シリンダヘッド（純正品）は、加工してもよい。
 - ⑤吸排気ポートは、加工してもよい。
 - ⑥ピストン、ピストンリングは、社外品と交換してもよい。
 - ⑦ピストンは、加工してもよい。
 - ⑧クランクピン（純正品）は、強化するために加工してもよい。
 - ⑨クランクシャフトのカウンターウエイト（純正品）は、加工してもよい。
 - ⑩クランクケース（純正品）は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。
 - ⑪ガスケット、シール、Oリングは、社外品を使用してもよい。
 - ⑫コネクティングロッド（純正品）は、軽量加工してもよい。
- (2) 吸排気関係
- ①リードバルブアッセンブリーは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。
 - ②キャブレターは、純正品、社外品を問わず加工、交換及び増加してもよい。
 - ③キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
 - ④インテークマニホールドは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
 - ⑤エキゾーストインナーチューブは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- (3) 電装関係
- ①電装品は、社外品と交換してもよい。
 - ②AC コイルは、取り外してもよい。
 - ③スターターモーターは、社外品と交換してもよい。
 - ④タイマーベースは、固定してもよい。
 - ⑤過回転防止スイッチは、取り外してもよい。
 - ⑥スターターロックは、取り外してもよい。
 - ⑦フライホイールは、社外品を使用、軽量加工してもよい。
- (4) ミッドセクション
- ①トランサムブラケット（クランプスクリューブラケット）は、強化のため、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
 - ②モーターのラバーマウントは、取り外したり、交換してもよい。
 - ③スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、交換してもよい。

(5) 冷却関係

- ①ウォーターチューブは、加工してもよい。
- ②ウォーターチェックラインは、加工してもよい。
- ③ウォーターピックアップは、艇体やギアケースに設置してもよい。ただし、冷却水はウォーターポンプ室（インペラの取外しは不可）を経由して供給しなければならない。
- ④冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。

(6) ギアケース関係

- ①ギアケース（純正品）は外部加工してもよい。
- ②排気口は、追加してもよい。ただし、キャビテーションプレートより下に設置しなければならない。（図参照）



- ③トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、交換してもよい。
- ④ギアケースの内部部品は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。ただし、ギアケースヘッド（ベアリングハウジング）の加工、及びギア比を変更してもよい。

(7) プロペラ

- ①プロペラは、社外品と交換してもよい。
- ②プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければならない。ただし、ノーズコーンを取り付けることにより、プロペラは自由とする。

(8) エンジンカバー

- ①エンジンカバー（純正品）は、空気孔をあけたり、またはルーバーを取り付けてもよい。ただし、全体の形状を変えてはならない。

(9) その他

- ①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。

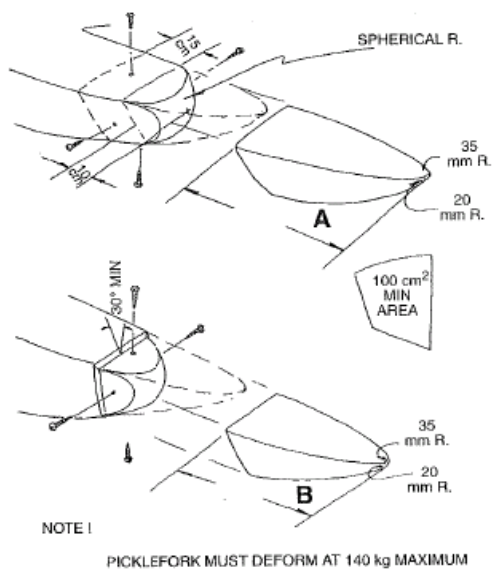
- ②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
 - ③回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。
 - ④この規則で改造を認められていない部品は、ホモロゲーションシートに示す規定寸法、及び重量まで機械加工してもよい。
 - ⑤純正品の詳細が明らかではないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。
- 6 許可される改造は次のとおりとする。（2サイクル環境対応・4サイクル機関）
- (1) ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
 - (2) プロペラは、交換してもよい。
 - (3) トリムタブは、プロペラに合わせるために、取外したり、変更してもよい。
 - (4) ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気口は、純正品に準ずるとし、追加をしてはならない。
 - (5) 冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
 - (6) 冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取外してもよい。
 - (7) ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取外したり、新しいものを取付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
 - (8) ミッドセクションは、パワートリムを取付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取外したり、変更してもよい。
 - (9) モーターのラバーマウントは、取外したり、変更してもよい。
 - (10) 回転計、温度計、水圧計を取付けてもよい。
 - (11) 過回転防止スイッチは、取外してもよい。
 - (12) スターターロックは、取外してもよい。
 - (13) オリジナルスパークプラグは、交換してもよい。
 - (14) キャブレターのジェットの数法は、変更してもよい。
 - (15) キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
 - (16) フライホイールの変更は認めない。ただし、純正品の数法と重量であれば、バランスを調整してもよい。
 - (17) 純正品の詳細が明らかではないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。
- 7 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外したり、改造し

てはならない。

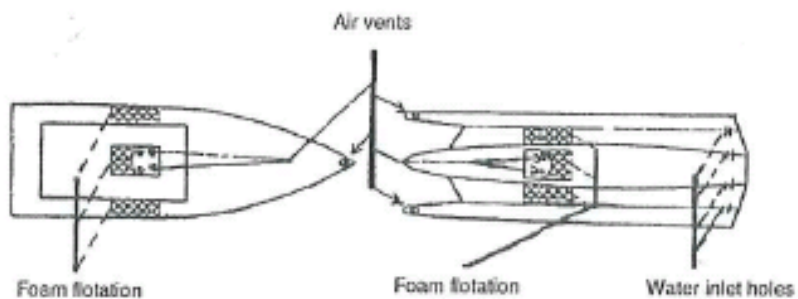
8 燃料は、次の通りとする。

- (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- (3) 燃料またはエアークリーンから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

(ピッケルフォーク図)



(ウォーターインレットホール&エアベント図)



(浮力材充填位置等)

浮力体/Air Vents/Water inlet holes の取付

